

## 妊婦健康診査受診券の使い方について

彦根市では、妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産できる体制を確保することを目的に、妊婦健康診査費用の公費助成を行っております。

母子健康手帳別冊には、下記の表のとおり、公費負担分の各種受診券が綴っていますので、必要な時期にご使用ください。

(妊婦健康診査の検査時期と回数)

受診回数	妊娠週数	基本健診	超音波検査	血液検査	HTLV-1抗体検査	子宮頸がん検査	GBS	クラミジア	
1	8週	○	○	○	○	○		○	
2	12週	○							
3	16週	○							
4	20週	○							
5	24週	○	○						
6	26週	○							
7	28週	○							
8	30週	○		○					
9	32週	○							
10	34週	○							
11	36週	○	○				○		
12	37週	○		○					
13	38週	○							
14	39週	○							

### (ご注意ください)

- 公費負担は、市が定めた限度額以内となります。限度額上限については、受診券をご確認ください。
- 公費負担分以外の検査項目(例：3D・4D検査、糖負荷試験など)、保険が適応となる検査や治療(例：貧血検査や投薬など)および規定の回数以上の検査は該当になりませんので、毎回受診の際は念のため保険証と現金をご持参ください。
- 各受診券に、事前に必要事項をご記入ください。
- 彦根市外に住民票を移された場合は、新しい居住地の保健センター等で受診券を交換してください。(彦根市の受診券は使えません)
- 滋賀県外の医療機関では受診券が使えませんので、あらかじめ彦根市健康推進課で県外受診の申請をしてください。

問い合わせ先

彦根市健康推進課

彦根市八坂町1900番地4(彦根市立病院敷地内)

くすのきセンター2階

TEL (0749) 24-0816

FAX (0749) 24-5870